

長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定 する契約の保証に関する取扱いについて

平成13年6月29日 13監第132号
最終改正 令和6年12月20日 6建企第234号

従来から、長崎県が発注する工事の請負契約の締結にあたっては、長崎県建設工事標準請負契約書第4条の規定にかかわらず、長崎県財務規則第113条第3項の規定により、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約の保証を免除してきました。

しかし、現下の建設産業をめぐる厳しい環境を踏まえ、令和5年4月1日以降に起工設計する工事のうち、当初の請負代金額が250万円を超えるものの契約締結にあたっては、長崎県財務規則第113条第3号の規定にかかわらず、別紙1の取扱いを徹底することとしたので、通知します。

長崎県建設工事標準請負契約書第 4 条に規定
する契約の保証に関する取扱いについて

1 工事請負契約における契約の保証

- (1) 長崎県建設工事標準請負契約書第 4 条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、落札者に対し、請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一を求め、契約書案の提出とともに同表の右欄に掲げるものを提出させるものとする。

| 契約保証金の納付 | 保管金払込書兼領収書の写し |
|--|---|
| 契約保証金に代わる有価証券の提供 (長崎県財務規則第 9 5 条第 1 項各号に掲げる有価証券) (注 1) | 長崎県財務規則に定める保管証書(様式第 4 6 号の 3 その 3)の写し(以下「保管証書の写し」という。) |
| 銀行又は契約担仕者が确实と認める金融機関(銀行を除く。)(以下「金融機関等」という。)の保証 (注 2) | 金融機関等の保証に係る保証書 |
| 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証 | 保証証書(落札者から保証事業会社が電磁的記録により発行する保証証書を閲覧するための情報が提供された場合(以下「電子保証による場合」という。))は、保証書の提出があったものとみなすものとする。また保証金額の変更の場合にも同様とする) |
| 県を被保険者とする履行保証保険契約の締結 | 履行保証保険証券 |
| 公共工事履行保証保険証券による保証 | 公共工事履行保証証券 |

(注 1) 小切手による契約保証金の場合の取扱い

小切手を契約保証金に代わる担保とする場合は、小切手の有効期間が契約履行期限よりも後に到来するものでなければ担保とすることができない。

また、小切手による契約保証金の納付を受けた場合の取扱いは、基本的に現金による納付の場合と変わるものではなく、保管金払込書兼領収書で指定金融機関に払い込むことになる。

払い込まれた小切手は、指定金融機関で現金化され、以後は保管金として取り扱われるので、契約の履行が完了したときは、現金を納入者に還付することになる。

よって、小切手の提示を受けた場合は、当該小切手が「契約保証金に代わる担保」なのか「現金の代わりに納付するもの」なのかの確認が必要である。

(注 2) 契約担仕者が确实と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り等に関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関に限定されているので留意すること。

同法に定める金融機関(銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、農業協同組合等)

- (2) (1)の規定にかかわらず、当初の請負代金額が 250 万円以下の工事については、長崎県財務規則第 113 条第 3 号及び 6 号の規定により取り扱うものとする。

2 請負契約締結時における取扱い

- (1) 契約保証金についての取扱い

落札者から、契約書の提出とともに、保管金払込書兼領収証書の写しの提出を受けたときは、保管金払込書兼領収証書の写しに記載された金額が、請負代金額の 10 分の 1 以上の金額であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

なお、保管金払込書兼領収証書の写しについては、原本との照合を行うものとする。

提出された保管金払込書兼領収証書の写しは、契約書に添付して綴っておくものとする。

- (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

落札者から保管有価証券納付書により納入された有価証券等は出納機関で受入れ及び保管を行うこととなる。

落札者から、契約書の提出とともに、保管証書の写しの提出を受けたときは、保管証書の写しに記載された券額面が請負代金額の10分の1以上の金額であること等記載事項に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

なお、保管証書の写しについては、原本と照合を行うものとする。

また、長崎県財務規則第95条第1項第4号及び第5号に掲げる債権については、担保の評価額が額面金額等の8割相当額であることに留意すること。

提出された保管証書の写しは、工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等(保証事業会社)の保証についての取扱い

落札者から契約書の提出とともに、工事請負契約についての金融機関等(保証事業会社)の保証に係る保証書(保証証書)の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人が金融機関等(保証事業会社)であり、押印(印刷済みのものを含む。また電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名に代える)があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が、契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事の工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同様であること。

(キ) 保証金額が、請負代金額の10分の1以上の金額であること。

(ク) 保証期間が工期を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

提出された保証書(保証証書(電子保証による場合は個別契約(詳細)画面を印刷したものに代える))は、契約書に添付して綴っておくものとする。

(4) 履行保証保険についての取扱い

落札者から、契約書の提出とともに請負契約についての履行保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

(ア) 被保険者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保険契約者が落札者であること。

(エ) 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(オ) 契約の内容としての工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同様であること。

(カ) 保険金額が請負代金額の10分の1以上の金額であること。

(キ) 保険期間が工期を含むものであること。

提出された履行保証保険にかかる証券は、契約書に添付して綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券についての取扱い

落札者から、契約書の提出とともに請負契約についての公共工事履行保証証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

(ア) 債権者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 債権者が落札者であること。

(エ) 公共工事前履行保証基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

(オ) 主契約の内容としての工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同様であること。

(カ) 保証金額が請負代金額の10分の1以上の金額であること。

(キ) 保証期間が工期を含むものであること。

提出された公共工事履行保証証券は、契約書に添付して綴っておくものとする。

3 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

請負者が長崎県建設工事標準請負契約書第 49 条及び 50 条の規定により契約を解除したときは、次に掲げる手続きをとるものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

納付された契約保証金を県に帰属させる手続きをとるものとする。

契約書第 56 条に規定する違約金の金額が契約保証金の額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

提供された有価証券等を県に帰属させる手続きをとるものとする。

契約書第 56 条に規定する違約金の金額が契約保証金の額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等（保証事業会社）の保証について

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合にあっては、保証金額）を記載した保証金請求書及び契約解除通知書の写しを金融機関等（保証事業会社）に提出し、保証金の請求を行うものとする。

契約書第 56 条に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(4) 履行保証保険についての取扱い

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保険金額が違約金の金額未満の場合にあっては、保険金額）を記載した保険金請求書及び契約解除通知書の写しを保険会社に提出し、保険金の請求を行うものとする。

契約書第 56 条に規定する違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(5) 公共工事履行保証証券についての取扱い

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合にあっては、保証金額）を記載した保証金請求書、契約解除通知書の写し及び公共工事履行保証証券を保険会社等に提出し、保証金の請求を行うものとする。

契約書第 56 条に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

工事履行保証証券による保証にあっては、保険会社等が役務的保証を選択した場合、契約を解除しないことに留意すること。

4 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金について取扱い

請負者に対し、完成払請求書の提出とともに契約保証金に係る保管金還付請求書の提出を求めるものとする。

請負者から、保管金還付請求書の提出を受けたときは、保管金還付請求書に記載の金額が契約保証金の額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、契約保証金の還付手続きをとるものとする。

提出された保管金還付請求書の写しを工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

請負者に対し、完成払請求書の提出とともに保管有価証券の還付請求書の提出を求めるものとする。

請負者から、保管有価証券の還付請求書の提出を受けたときは、還付請求書に記載した券額面が契約保証金の額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、有価証券等の還付手続きをとるものとする。

有価証券等を還付する際には、保管証券を返還させるものと、提出された還付請求書の写し及び保管証券の写しは、契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等（保証事業会社）の保証についての取扱い

請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、金融機関等が保証した場合にあっては、保証書（変更契約書がある場合にあっては、変更契約書を含む。）を請負者を通じて銀行へ返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、保証書をそのまま契約書に添付して綴っておくものとする。

なお、金融機関等の保証書を請負者に交付する際には、請負者から保証書を受領した旨の受領書を提出させ、受領書及び保証書の写しを契約書に添付して綴っておくものとする。

(4) 履行保証保険についての取扱い

請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、履行保証保険に係る証券は、そのまま契約書に添付して綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券についての取扱い

請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)は、そのまま契約書に添付して綴っておくものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金等の額が、変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金等の額を、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額となるように増額変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額に係る保管金払込書兼領収証書の写しを提出することを求めるものとする。

請負者から契約保証金の増額分に相当する金額に係る保管金払込書兼領収証書の写しの提出を受けたときは、保管金払込書兼領収証書に記載の金額が、契約変更後の請負代金額の10分の1以上であること等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

なお、保管金払込書兼領収証書の写しについては、原本との照合を行うものとする。

提出された保管金払込書兼領収証書の写しは、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額に係る保管証券の写しを提出することを求めるものとする。

請負者から契約保証金の増額分に相当する金額に係る保管証券の写しの提出を受けたときは、保管証券に記載の券面額が、契約変更後の請負代金額の10分の1以上であること等記載事項に誤りがないかを確認するものとする。

なお、保管証券の写しについては、原本との照合を行うものとする。

提出された保管証券の写しは、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等(保証事業会社)の保証についての取扱い

保証金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに保証金額を契約変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の金融機関等(保証事業会社)が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

請負者から、保証に係る変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 名宛人が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等(保証事業会社)であり、押印(印刷済みのものを含む。また電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名に代える)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額であること。

提出された保証に係る変更契約書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。(電子保証による場合は個別契約(詳細)画面を印刷したものに代える)

(4) 履行保証保険についての取扱い

保険金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに保険金額を契約変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- (ア) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (イ) 保険契約書が請負者であること。
 - (ウ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (エ) 証券番号が履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。
 - (オ) 増額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額であること。
 - (カ) 異動保険期間の始期が、契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。
- 提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券についての取扱い

保証金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに保証金額を契約変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- (ア) 債権者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が請負者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。
 - (カ) 増額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額であること。
- 提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱いについて

請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で、工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の金額を変更後の請負代金の10分の1以上に保たれる範囲内で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲内で請負者の要求に応じて契約保証金の金額を減額変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに契約保証金の減額分につき還付を求める旨の保管金還付請求書の提出を求めるものとする。

請負者から、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、保管金還付請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認をしたうえで、契約保証金の減額分に相当する契約保証金を還付する手続きをとるものとする。

なお、手続きとしては、保管金還付請求書の請求事項を確認のうえ、一旦当初契約に係る契約保証金を払出し、同時に変更後の請負代金額の10分の1以上の金額を保管金払込書兼領収証書により払い込ませることとなる。

提出された保管金払込書兼領収証書の写しを契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

小切手で現金の代わりに納付する場合もこの取扱いとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに契約保証金の減額分につき、有価証券等還付を求める旨の還付請求書の提出を求めるものとする。

請負者から、還付請求書の提出を受けたときは、還付請求書に記載の有価証券等の券額面が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、契約保証金の減額分に相当する有価証券を還付する手続きをとるものとする。

なお、手続きとしては、還付請求書の記載事項等を確認のうえ、一旦当初請負契約に係る有価証券等を払出し、同時に券額面等が変更後の請負代金額の10分の1以上に相当する有価証券等を保管有価証券納付書により提供させることとなる。

(3) 金融機関等（保証事業会社）の保証についての取扱い

保証金額の減額を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更後、すみやかに金融機関等が交付する、保証金額を減額変更する旨を記載した変更契約書を提出することを求めるものとする。

請負者から、保証に係る変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、保証に係る変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。また電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名に代える)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額であること。

提出された保証に係る変更契約書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。(電子保証による場合は個別契約(詳細)画面を印刷したものに代える)

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

保証金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更後すみやかにの保険会社が交付する、保険金額を減額変更する旨を記載した異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。

(カ) 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上の金額であること。

提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

7 工期延長時の取扱い

工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 金融機関等(保証事業会社)の保証についての取扱い

保証期間の延長変更を行おうするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに保証期間を、変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

保証に係る変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 名宛人が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同一であること。

(オ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

提出された保証に係る変更契約書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

保証株式会社の保証の場合にあっては、請負契約の工期変更に伴い、自動的に保証期間も変更されるので変更手続きを行わなくても差し支えない。

(2) 履行保証保険についての取扱い

保険期間の変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに、保険期間を、変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するもの

とする。

- (ア) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (イ) 保険契約書が請負者であること。
 - (ウ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (エ) 証券番号が履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。
 - (オ) 異動保険期間の始期が、契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。
- 提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約変更請書の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- (ア) 債権者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が請負者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。
 - (カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

8 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があった場合は、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 金融機関等（保証事業会社）の保証についての取扱い

保証期間の短縮変更を行おうするときは、変更契約締結後、請負者に対して、速やかに保証期間を、変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

保証に係る変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、保証に係る変更契約書を受理するものとする。

- (ア) 名宛人が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事の工事番号及び工事名が、契約書記載のものと同じであること。
 - (オ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
 - (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- 提出された保証に係る変更契約書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

保証株式会社の保証の場合にあっては、請負契約の工期変更に伴い、自動的に保証期間も変更されるので変更手続きを行わなくても差し支えない。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

保証期間の短縮変更を行おうとするときは、変更契約締結後、請負者に対して、保証契約内容変更承認書を交付し、速やかに保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

- (ア) 債権者が、本庁契約の場合にあっては長崎県知事、本庁契約以外の場合にあってはかいの長であること。
- (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

- (ウ) 債務者が請負者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に記載された証券番号と同一であること。
 - (カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 提出された異動承認書は、契約変更請書に添付して綴っておくものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞が生じた場合において、長崎県建設工事標準請負契約書第 56 条第 1 項の規定により損害の賠償を請求して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

保証期間の延長を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するむねの金融機関等が交付する保証に係る変更契約書を提出することを求めるものとする。

保証に係る変更契約書の提出を受けたときは、8 の工事延長時の取扱いと同様の事項について誤りがないかを確認のうえ、保証に係る変更契約書を受理するものとする。

提出された保証に係る変更契約書は、契約書関係書類に綴っておくものとする。

西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあつては、西日本建設業保証株式会社宛に、別に定める工期延長通知書により、工事完成見込期日を通知するものとする。

(2) 履行保証保険についての取扱い

保険期間の延長を行おうとするときは、請負者に対して、保険期間が経過するまでに、保険期間内に工事完成見込期日が含まれるように保険期間を延長する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

請負者から異動承認書の提出を受けたときは、8 の工事延長時の取扱いと同様の事項について誤りがないかを確認するものとする。

提出された異動承認書は、契約書関係書類に綴っておくものとする。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

保証期間の延長を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間が経過するまでに保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

異動承認書の提出を受けたときは、8 の工事延長時の取扱いと同様の事項について誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

提出された異動承認書は、契約書関係書類に綴っておくものとする

(参考) 令和 5 年 4 月 1 日から

契約保証に係る一般管理費等の補正について

| 保証の方法 | 補正率 (%) |
|-------------------------|---------|
| ケース 1 発注者が金銭的保証を必要とする場合 | 0.04 |

(1) 補正方法

契約保証の補正方法は、一般管理費等率に補正率を加算し補正するものとする。
 保証の方法は、原則、発注者が金銭的保証を必要とする場合の補正率 0.04% とする。
 なお、当初設計金額が 250 万円を超える場合に補正の対象となる。

(2) 契約の保証に必要な費用の設計変更の取扱い

契約の保証に必要な費用は、当初設計で計上し、請負額の増額による変更は行わない。

履 行 保 証 説 明 書

契約の保証について

落札者は、工事請負契約の締結にあたって、次の1から6に掲げるいずれかの履行保証措置を講じなければならない（ただし、当初の請負代金額が250万円以下のものは除く）。

- 1 請負代金額の10分の1以上の契約保証金の納付
- 2 請負代金額の10分の1以上の契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供
- 3 請負代金額の10分の1以上の銀行等又は契約担任者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）（以下「金融機関等」という。）の保証
- 4 請負代金額の10分の1以上の、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 5 請負代金額の10分の1以上の履行保証保険契約の締結
- 6 請負代金額の10分の1以上の公共工事履行保証証券による保証

提出書類等

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の1から5に掲げるいずれかのもの（_____を引いたもの。）を提出しなければならない。

1 契約保証金の納付の場合

契約保証金及び保管金払込書兼領収証書の写し

（注意事項）

- （1） 保管金払込書兼領収証書は、担当者から受領すること。
- （2） 保管金払込書兼領収証書については、担当者から受領し、請負代金額の10分1以上の契約保証金を銀行等に納付し交付を受けること。なお、保管金払込書兼領収証書は、契約保証金の還付請求の際に必要となるので大切に保管しておくこと。
- （3） 保管金払込書兼領収証書の写しを提出する場合、その原本を持参すること。
- （4） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、担当者の指示に従うこと。
- （5） 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、県に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- （6） 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、契約保証金の還付を求める旨の契約保証金還付請求書を提出すること。

2 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供の場合

長崎県財務規則第95条第1項に掲げる有価証券等（以下「有価証券等」という。）及び保管証書の写し

（注意事項）

- （1） 保管証書は、担当者から受領すること。
- （2） 有価証券等は、合計額が請負代金額の10分の1以上の額面のものを提供すること。
- （3） 保管証書の写しを提出する場合、その原本を持参すること。
- （4） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、担当者の指示に従うこと。
- （5） 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は、県に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

3 金融機関等（保証事業会社）の保証の場合

債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等（保証事業会社）の保証に係る保証書（保証証書）

（注意事項）

- （1） 契約担任者が确实と認める金融機関は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合、又はその他貯金の受入を行う組合をいう。ただし、金融機関によっては、当該保証を取り扱っていない場合もあるので留意すること。
- （2） 保証書（保証証書）の名宛人を、本庁契約の場合は長崎県知事、本庁契約以外の場合はかいの長とするように申し込むこと。

- (3) 保証債務の内容は、工事右傾契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (4) 保証書(保証証書)上の保証に係る工事の工事名欄には、工事請負契約書に記載される工事番号及び工事名が記載されるよう申し込むこと。
- (5) 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- (6) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (7) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6箇月以上確保されるものとすること。
- (8) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、担当者の指示に従うこと。
- (9) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、金融機関等から支払われた保証金は、県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (10) 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- (11) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証においては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により保証証書の提出に代えることができる。

4 公共工事履行保証証券による保証の場合

公共工事履行保証証券

(注意事項)

- (1) 公共工事履行保証証券の名宛人を、本庁契約の場合は長崎県知事、本庁契約以外の場合はかいの長とするように申し込むこと。
- (2) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事番号及び工事名が記載されるよう申し込むこと。
- (3) 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- (4) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (5) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、担当者の指示に従うこと。
- (6) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、保険会社等から支払われた保証金は、県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

5 履行保証保険契約の締結の場合

履行保証保険証券

(注意事項)

- (1) 履行保証保険は、低額補填方式を申し込むこと。
- (2) 保険証券の被保険者を、本庁契約の場合は長崎県知事、本庁契約以外の場合はかいの長とするように申し込むこと。
- (3) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事番号及び工事名が記載されるよう申し込むこと。
- (4) 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- (5) 保険期間は、工期を含むものとすること。
- (6) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保険金額又は保険期間を変更する取扱いについては、担当者の指示に従うこと。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、保険会社等から支払われている保険金は、県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

請負代金額の増額変更を行った場合で、契約保証金等の額が、変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金等の額を、変更後の請負代金額の10分の1以上になるように増額変更する必要があります。

言い換えると、変更後の請負代金額が、当初の請負代金額の2倍となった場合には、契約保証金等の額を、変更後の請負代金額の10分の1以上になるように増額する必要が生じることになります。